

## ■ 会計データの「電子帳簿保存」につきまして



PBシステムは、国税庁の定める「帳簿の電子データ保存」に対応しております。※「書類のスキャナ保存」は非対応

### ●●● 電子帳簿保存の要件と申請について（国税庁Webサイト）

電子帳簿 データ 保存要件



電子帳簿保存法上の電子データの保存要件

電子帳簿 電磁的記録等



[手続名] 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請

会計の各メニューにおいて「履歴の確保」「検索機能」ほか各種要件に適用しておりますので【国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書】を作成・提出することが可能です。

## さらに「ダーウィン版」では、

PBシステム「ダーウィン版」は、令和元年11月に日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）による【電子帳簿ソフト法的要件認証】を取得しております。

法的要件 PB システム



～PBシステムサポートページ

PBS（ダーウィン版）が「電子帳簿ソフト法的要件認証」を取得

この“J I I M A 認証”を取得したことにより、ダーウィン版ご利用の会計事務所が作成・保持する会計データにおいては承認申請の内容を大幅に簡素化することができます。

	国税庁Webサイト掲載 PDF申請書名	記載枚数
PBSダーウィン版	『 国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書（市販のソフトウェアのうちJIIIMAの認証を受けているもの） 』	2 枚
PBS標準版	『 国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書 』	4 枚

ダーウィン版導入の会計事務所様は、お客様に提供するPBシステム関連の資料に、公的な「認証ロゴ」を掲載することができます。

ロゴファイルの提供は弊社担当営業までお申し付けください。

また、ダーウィン版をまだ導入されていない事務所様からのご相談も担当営業が承ります。